



米子市長定例記者会見資料	
令和4年10月25日	
担当課 (担当者)	福祉政策課 中本 こども支援課 金川
電話 (0859) 23-5528 (福祉政策課) (0859) 23-5175 (こども支援課)	

報道機関 各位

## 物価高騰等に伴う低所得者世帯への給付金の支給について

米子市では、エネルギー・食料品等の物価高騰に伴う市民生活の負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）やひとり親世帯の生活を支援するため、3つの給付金を支給します。

### 1 給付金の概要

#### (1) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金【福祉政策課】

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し給付金を支給する。

- 対象世帯 低所得世帯（住民税非課税世帯等）約 19,000 世帯
- 支給額 1 世帯あたり 5 万円
- 支給時期 令和4年12月上旬以降順次

#### (2) 子育て世帯への生活支援給付金（米子市独自）【こども支援課】

物価高騰等により、子育てに対する負担の増加や家計の収支悪化などの困難に直面しているひとり親世帯や低所得の子育て世帯を支援するため給付金を支給する。

- 対象世帯 ①低所得のひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯）約 1,800 世帯  
②住民税非課税の子育て世帯等（①の世帯を除く）約 500 世帯
- 支給額 1 世帯あたり 5 万円
- 支給時期 令和4年11月末以降順次

#### (3) 原油価格・物価高騰等に伴う生活支援給付金【福祉政策課】

原油価格の高騰や物価高騰に直面する生活保護世帯等の負担を軽減するため、一時金を追加支給する。

- 対象世帯 生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯、特別障害者手当受給世帯、障害児福祉手当受給世帯、経過的福祉手当受給世帯 約 3,500 世帯
- 支給額 1 世帯あたり 14,000 円
- 支給時期 令和4年10月24日に1,459世帯に支給済み。  
残りの世帯には令和4年11月以降順次

裏面あり

## 2 留意事項等

- ・ 3つの給付金を重複して受給することが可能です。
- ・ (1) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金及び(2) 子育て世帯への生活支援給付金に関する事(2つの給付金共通)

令和4年1月以降に家計が急変し住民税非課税相当の収入となった世帯(家計急変世帯)も対象となります。(申請が必要)

申請窓口は、米子市給付金窓口です。

- ・ (2) 子育て世帯への生活支援給付金に関する事

給付金の対象者のうち、高校生のみを養育する住民税非課税の世帯などは、申請が必要です。

## 3 問い合わせ先

- ・ (1) 及び(2)に関する事 米子市給付金窓口 國谷・影山 電話(0859) 21-4561
- ・ (3)に関する事 米子市福祉政策課 赤江 電話(0859) 23-5585

	電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金	子育て世帯への 生活支援給付金	原油価格・物価高騰に伴う 光熱費等支払追加支援給付金
対象	住民税非課税世帯 などの低所得者	▶低所得のひとり親世帯 (児童扶養手当受給世帯)  ▶住民税非課税の子育て世帯	生活保護や児童扶養手当 などを受給している世帯
金額	<b>50,000</b> 円 / 1世帯	<b>50,000</b> 円 / 1世帯	<b>14,000</b> 円 / 1世帯
申請	原則 申請不要  <u>申請が必要な世帯</u> 令和3・4年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金を受給していない ▶住民税非課税世帯 →支給要件確認書の返送が必要 ▶家計急変世帯	原則 申請不要  <u>申請が必要な世帯</u> ▶高校生のみを養育する住民税非課税の子育て世帯 ▶家計急変世帯 など	申請不要
支給時期	令和4年 <b>12月</b> 以降順次	令和4年 <b>11月末</b> 以降順次	10月24日1,459世帯に支給済み 残り約2,000世帯は <b>11月</b> 以降順次
申請期限	令和5年1月31日	令和5年2月28日	申請不要